

## 署派遣捜査員等及び本部特別指定捜査員運用要綱の制定について

(平成 31 年 3 月 28 日例規第 26 号)

本要綱は、刑事警察における組織的な捜査支援を推進するため、凶悪・特異重要事件が発生した場合に初期捜査を行うための捜査員及び専門的捜査を行うための捜査員並びに刑事部長が必要と認める事件の捜査を行うための捜査員の運用について、必要な事項を定めたものである。